

班長、副班長及び地区委員の設置等に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、つつじ野団地管理規約（以下「規約」という。）第74条（細則）の規定に基づき、理事会業務を補助するために班長、副班長及び地区委員（以下「地区委員等」という。）を設置すること等を定めるものとする。

(地区委員等の任期)

第2条 地区委員等の任期は、通常総会から翌通常総会までの1期とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(班長及び副班長の業務)

第3条 班長は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 別に定める担当班内について、次に掲げる連絡及び調整業務を行うものとする。

イ 回覧等の配布

ロ 総会委任状、アンケート等の回収及び取りまとめ等

ハ 環境整備の日の作業及び年末大掃除等の行事の際の班内各戸の指揮

ニ 防災避難訓練及び災害発生時における担当業務

二 班長会に出席すること。

三 次期班長、次期副班長及び第三候補者を選出すること。

四 理事会の要請に基づく業務を行うこと。

2 副班長は、前項各号に掲げる業務遂行につき班長を補助及び補佐し、班長に事故あるときは、その職務を代理し、班長が欠けたときは、その職務を行う。

(班長会の開催)

第4条 理事長は、定期又は臨時に班長会を開催することができるものとする。

2 班長会は、次に掲げる場合に開催するものとする。

一 環境整備の日の作業及び年末大掃除等の行事の説明を行うとき。

二 次期班長、副班長等を選出するとき。

三 その他理事長が必要と認めたとき。

(次期班長会の開催)

第5条 理事長は、次期地区委員の選出、次年度班長活動及び次期通常総会議案の説明等の必要性を認めたときに、次期班長会を開催することができるものとする。

(地区委員の業務)

第6条 地区委員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 別に定める担当地区内について、環境整備の日の作業及び年末大掃除等の行事の際の担当班長の指揮等、連絡及び調整業務を行うこと。

二 理事会が別に定める実施要領に従い、団地内の環境整備・生活秩序の維持に係わる業務を行うこと。

三 理事会の指示に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

イ 環境整備の日の作業及び年末大掃除等の際の担当業務

ロ 各種行事等での理事会の要請に基づく担当業務

ハ 防災避難訓練及び災害発生時における担当業務

四 地区委員会に出席すること。

五 その他理事会の要請に基づく業務

(地区委員会の設置)

第7条 地区委員全員をもって地区委員会を構成するものとする。

2 地区委員会に地区委員の互選による委員長及び複数の副委員長を置くものとする。

(地区委員会の開催)

第8条 理事長は、次に掲げる場合に地区委員会を開催することができるものとする。

一 地区委員活動の説明及び討議等を行うとき。

二 環境整備の日の作業及び年末大掃除等における担当業務の説明を行うとき。

三 研修会を開催するとき。

四 次期通常総会議案等を説明するとき。

五 地区会議を開催するとき。

六 理事会の要請に基づく業務を依頼するとき。

七 その他理事長が必要と認めたとき。

2 地区委員長は、地区委員活動等について原則として月1回地区委員会を開催するものとする。

(次期地区委員会の開催)

第9条 理事長は、次期理事候補者等の選出、次年度地区委員活動及び次期通常総会議案の説明等の必要性を認めたときに、次期地区委員会を開催することができるものとする。

(細則外事項)

第10条 この細則に定めのない事項については、規約及び総会の決議で定められたところによる。

(細則の改廃)

第11条 この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければならないことができない。

(細則原本)

第12条 この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

2 細則原本は、理事長が保管し、団地建物所有者又は利害関係人の書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 理事長は、所定の掲示場所に、細則原本の保管場所を掲示しなければならない。

附則

この細則は、平成16年5月23日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成18年5月21日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成19年5月20日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成22年5月23日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成26年5月18日から効力を発する。

附則

この変更細則は、平成30年5月20日から効力を発する。

附則

この変更細則は、令和6年5月26日から効力を発する。

この細則を証するため、理事長及び理事長の指名する2名の組合員が記名押印した細則を1通作成し、これを細則原本とする。

令和6年5月26日

理事長 4街区33号棟102号室 坂本 條樹

組合員 1街区 6号棟105号室 笹森 幸夫

組合員 1街区11号棟102号室 沼田 不盡男